

神奈川県立地球市民かながわプラザ
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和7年4月

1 委員会委員（◎は委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎志賀 裕朗	横浜国立大学国際社会科学研究院 教授	学識経験者
梅田 巖	横浜市立豊田小学校校長	施設利用者
小林 仁子	公認会計士	経理識見者
松本 陽子	特定社会保険労務士	労務管理識見者
柳 晴実	特定非営利活動法人かながわ外国人すま いサポートセンター 事務局長	事業精通者

2 スケジュール

令和6年10月31日	第1回委員会開催（選定基準の協議等）		
令和7年1月21日	募集要項配布		
令和7年1月22日	質問の受付		
令和7年2月3日	募集説明会	参加団体	3団体
令和7年3月18日	募集受付終了	応募団体	1団体
平成7年4月10日	第2回委員会開催（面接評価、協議・評価）		

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

面接評価の部分については公開、協議・評価の部分については神奈川県情報公開条例第25条第2号「会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」の規定に該当することから非公開とした。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

神奈川県文化スポーツ観光局国際課において、資格審査及び申請内容の確認を行うとともに、申請書類一式を外部評価委員に事前送付した。

委員会において、提案者によるプレゼンテーションの後、各委員による質疑を行う面接評価を行った。

（3）外部評価委員会の得点の決定方法

面接評価実施後、選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目		小項目	評価の視点		配点	指定の基準	評価の対象とする事業計画書の該当箇所
Ⅰ サービスの向上（55）	1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	○	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	5	○ 条例第 5 条第 1 号、第 3 号、第 7 号 ○ 規則第 3 条第 2 号	事業計画書Ⅰ-1
				○	業務の一部を委託する場合の業務内容等 （注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。			
	2	施設の維持管理	施設及び設備の維持管理の実施方針	○	清掃業務、保守点検業務、修繕業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	10	○ 条例第 5 条第 3 号、第 4 号、第 7 号 ○ 規則第 3 条第 1 号	事業計画書Ⅰ-2
				○	設備や展示機器の維持管理や修繕に対する考え方			
	3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	サービス向上及び利用促進に向けた取組	○	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	5	○ 条例第 5 条第 1 号、第 4 号、第 7 号 ○ 規則第 3 条第 2 号	事業計画書Ⅰ-3 -（ 1 ） 、 （ 2 ）
				○	より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等			
				○	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等			
				○	障がい者や外国籍県民等、配慮が必要な利用者への対応			
				○	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等			
				○	利用料金の設定、減免の考え方			

			施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施	○	多文化共生や国際的理解、地球規模の課題等に対する理解を深めるための各種企画及び展示内容の充実	25		事業計画書Ⅰ-3 -（3）	
			○	非核・平和意識の普及を促進するための各種企画及び展示内容の充実					
			① 学習センター事業の実施	○	地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実	①	10		
			② 情報・相談センター事業の実施	○	外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実	②	10		
			③ サポート・ネットワーク事業の実施	○	NPO等が行う国際交流・協力活動、多文化共生活動に対する支援の充実	③	5		
4	事故防止等安全管理	日常の安全管理及び緊急時の対応	○	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	○ 条例第5条第3号、第7号 ○ 規則第3条第1号	事業計画書Ⅰ-4		
			○	事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針					
			○	急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等					
5	地域と連携した魅力ある施設づくり	施設運営に当たっての地域との連携	○	地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	5	○ 条例第5条第7号 ○ 規則第3条第1号	事業計画書Ⅰ-5 -（1）		

			業務委託を行う場合の地域企業への配慮	○	地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容			事業計画書Ⅰ-5-(2)
Ⅱ 管理経費の節減等 (20)	1	節減努力等 ※ 1	節減努力等	○	「最低の提案額」と「積算価格から20%削減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%削減した額） ×20	20	○ 条例第5条第5号、第7号 ○ 規則第3条第2号	事業計画書Ⅱ-1
					注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。			
Ⅲ 団体の業務遂行能力 (25)	1	人的な能力、執行体制	人員配置・人材育成等の執行体制、業務委託を行う場合のチェック体制、労働環境の確保	○	指定期間を通じて効率的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5	○ 条例第5条第3号、第4号、第5号、第7号 ○ 規則第3条第1号	事業計画書Ⅲ-1
				○	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況			
				○	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況			
	2	財政的な能力	財務状況	○	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	○ 条例第5条第5号	事業計画書Ⅲ-2
	3	コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備等	○	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	○ 条例第5条第3号	事業計画書Ⅲ-3

			環境への配慮	○	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			
				○	再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組			
			障がい者への配慮	○	法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績			
				○	障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組みについての考え方			
				○	手話言語条例への対応			
			社会貢献等への考え方	○	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組			
	4	事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	○	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	○ 条例第5条第3号	事業計画書Ⅲ-4
				○	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
	5	これまでの実績	類似施設での実績等	○	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	○ 条例第5条第3号、第4号、第6号	事業計画書Ⅲ-5
				○	県又は他の自治体における指定取消しの有無			

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

なお、申請書類に虚偽の記載があったことが判明したときは選外とし、指定管理者候補として選定しません。

5 評価結果

申請者は1団体のみであったため、当該申請者の提案内容が県の求める水準を満たしているかを確認するための評価を行うこととした。

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	(公社)青年海外協力協会 (長野県駒ヶ根市中央16番7号)	44	20	18	82

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益社団法人青年海外協力協会
-----	----------------

(1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

- 1 総合的な運営方針は、「かながわ国際施策推進指針」を念頭に、プラザの使命を最大限尊重し、次期指定管理期間中に来館者数53万人、事業利用者数は55万人を目標とする。

(指定管理期間中の利用者数目標)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
来館者数	480,000人	500,000人	510,000人	520,000人	530,000人

- 2 利用促進に向けては、幼児から小学校低学年に理解しやすい形態としながらも、SDGsも絡ませた内容とすることで、中学生・高校生・大学生の利用者の増加も狙っていく。情報フォーラムを、外国籍県民や留学生と県民との交流の場とし、日本語教室や交流会の企画・実施を行う。
- 3 観覧料金と施設利用料金については、現状維持とする。
- 4 学習センター事業では、映像ホール事業において、有料の上映会を実施するほか、平日午後や、子ども向けの無料の映画上映を実施し、来館者の増加を図る。
- 5 交流交歓学習事業では、特定の国や地域を取り上げ、トークイベント、ワークショップ、コンサートなど多様な形式で行う。
- 6 常設展示室では、ハンズオンの展示物や映像、子どもたちが安全に使用できる玩具を追加するほか、パネルの展示データやモニタープログラム、展示機器の更新を行う。
- 7 校外学習の受入れでは、多様なプログラムを準備するとともに、障がいを持つ児童生徒に配慮し、同時時間帯に他の団体と重ならないよう調整する。
- 8 情報・相談センター事業では、コーディネーターや相談員が教育現場に出向き、講座や相談に対応するなど、アウトリーチによる支援活動を行う。
- 9 サポート・ネットワーク事業では、大学なども含めたNPO等の組織や能力を生かしたイベントを企画し、プラザの映像事業や地球市民学習事業での事業協力を行う。
- 10 有料映画プログラムや物品販売などの実施を通じて事業収入を確保するとともに、施設運営費の軽減のため、委託業務の複数年契約を導入し、コストダウンを図る。

(管理経費の節減等について)

経費の積算については、県の指定管理料の積算額（5年総額：1,616,805千円）に対し、同1,568,300千円（節減率△3%）とする。

(団体の業務遂行能力について)

- 1 職員は契約職員が多数を占めているが、企画運営及び外国籍県民支援など専門性の高い分野には常勤者を配置している。新しい職員には、普通救命講習を受講させている。
- 2 類似施設の指定管理の実績としては、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター等がある。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果				委員会としての 評価点
				A	B	C	D	
Ⅰ サービスの向上 (55)	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	4	5	4	3	4
	施設及び設備の維持管理の実施方針	・清掃業務、保守点検業務、修繕業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ・設備や展示機器の維持管理や修繕に対する考え方	10	8	10	10	4	8
	サービス向上及び利用促進に向けた取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・障がい者や外国籍県民等、配慮が必要な利用者への対応 ・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ・利用料金の設定、減免の考え方	5	4	4	4	3	4
	施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施	・多文化共生や国際的理解、地球的規模の課題等に対する理解を深めるための各種企画及び展示内容の充実	25	18	18	19	19	19
	①学習センター事業の実施	・非核・平和意識の普及を促進するための各種企画及び展示の充実	① (10)	6	6	6	6	6
	②情報・相談センター事業の実施	・地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実	② (10)	8	8	8	8	8
	③サポート・ネットワーク事業の実施	・外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実 ・NPO等が行う国際交流・協力活動、多文化共生活動に対する支援の充実	③ (5)	4	4	5	5	5
	日常の安全管理及び緊急時の対応	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	4	5	5	5	5
	施設運営に当たっての地域との連携	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	5	3	5	4	5	4
	業務委託を行う場合の地域企業への配慮	・地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容						
Ⅱ 管理経費の節減等	節減努力等	「最低の提案額」と「積算価格から20%削減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） ×20 注1 「提案額」、「積算価格」	20	20	20	20	20	20

		は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。						
Ⅲ 団体の業務遂行能力 (25)	人員配置・人材育成等の執行体制、業務委託を行う場合のチェック体制、労働環境の確保	- 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 - 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 - 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	2	2	3	2	2
	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	4	5	4	3	4
	諸規定の整備等	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	3	3	3	2	3
	環境への配慮	- 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 - 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組						
	障がい者への配慮	- 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 - 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組みについての考え方 - 手話言語条例への対応						
	社会貢献等への考え方	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組						
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	- 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 - 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	4	5	4	4	4
	類似施設での実績等	- 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 - 県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	4	5	5
		合計	100					82

(3) 評価講評

施設の設置目的、特性を踏まえた事業計画となっており、提案内容は、総合的に県が求める水準を上回っているものと評価できる。

なお、今後の取組への課題や期待として、以下のような指摘がなされた。

- ・ 契約職員が多く、労務管理や労働環境などの面で懸念がある。
- ・ 広報にインフルエンサーを活用するという提案があったが、政治や文化などの観点から、公共施設としての中立性を欠かないよう十分に配慮してほしい。
- ・ 地球市民かながわプラザでは、平和、国際理解、多文化共生を知るための展示や学習機会の提供をしているが、施設や職員をより活用して、知ったうえでどう行動していくかを考える機会の提供についても、今後検討してほしい。
- ・ 施設に新たな来訪者を呼び込む対策も大切だが、来館して関心を持ってくれた方の関心を持続させることも重要で、そういう観点からの評価があってもよかった。

7 議事概要（主要論点）

仮採点の結果、採点の高い委員と低い委員で2段階以上開きがある項目を重点的に審査した。

<審査項目「指定管理者としての基本方針等」についての審査過程>

（B委員）5点と評価したのは、外部委託をしている業務は、本質的な業務ではないと感じたためである。

（D委員）同じ施設内でいろいろな雇用形態の方が仕事をすることは雇用の安定や継続性労働環境から見ても、若干不安があるため、3点とした。

（委員長）では、この項目については、委員会としての評価を平均の4点とする。

<審査項目「施設及び設備の維持管理の実施方針」についての審査過程>

（D委員）当施設はかなり老朽化が進んでいるが、未然防止対策が明確に示されていなかったため、4点とした。

（C委員）本日話を伺って、施設のどこに課題があるか認識し、対応する意思があると感じられたため、10点とした。

（B委員）修繕について、県と情報共有して対応していると伺ったので10点とした。

（委員長）では、この項目については、委員会としての評価を平均の8点とする。

<審査項目「サービス向上及び利用促進に向けた取組」の「①学習センター事業の実施」についての審査過程>

（C委員）5階の展示室などに展示資料がたくさんあるが、神奈川県がどのくらい反映されているのか、気になった。また、多文化共生という視点からの外国人側の参加や意欲を引き出すなど、中身づくりがもっとあってもよいのではないかと思ったため、6点とした。

（D委員）従来同様で代わり映えがしなかった。もう一歩進んで新しい案があるとよかったと感じたため、6点とした。

(B 委員) ほかの委員のお話をお聞きし、同感であるため、6 点に修正したい。
(A 委員) みなさんのご意見はもっともであるため、仮採点の 8 点を 6 点に修正する。
(委員長) この項目については、全委員の採点結果が一致したので、委員会としての評価は 6 点とする。

< 審査項目「施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施」の③サポート・ネットワーク事業の実施」についての審査過程 >

(A 委員) 当項目については、私が一番低い 3 点としているが、プラスに評価する要素があまり見受けられないように感じたことが理由である。特段、大きく消極的な理由はないので、4 点と修正する。
(委員長) この項目については、委員会として評価は平均の 5 点とする。

< 審査項目「施設運営に当たっての地域との連携」についての審査過程 >

(B 委員) 地域のお祭りへの参加など地域と連携して事業を行っている様子があったため、5 点とした。
(A 委員) 特段の悪い点はないが、普通の取組と感じたため、3 点とした。
(委員長) この項目については、委員会としての評価を平均の 4 点とする。

< 審査項目「人員配置・人材育成等の執行体制、業務委託を行う場合のチェック体制、労働環境の確保」についての審査過程 >

(D 委員) 職員の大部分が、契約職員で契約期間が 3 年と定められている。先程提案者から無期転換を勧めるという話もあったが、今、契約職員が多い現状を考えると、指定管理期間の中で職員が変わるということになり、雇用の不安定さが伺える。また、無期転換ルール of 適用年数についての認識も気になった。窓口の職員は外部委託であるし、労務管理ができていないか、不安を感じたため、2 点とした。諸規定の整備にも関係するが、ハラスメント対策も不十分と感じている。
(B 委員) 今のお話を伺って、もっともであると感じたため、2 点とする。
(A 委員) 私も 2 点とする。
(委員長) この項目については、委員会としての評価は 2 点とする。

< 審査項目「財務状況」についての審査過程 >

(B 委員) 指定管理期間では問題ない財務内容だったため、5 点とした。
(委員長) この項目については、委員会としての評価を平均の 4 点とする。